

七・八世紀の庄内と秋田

渡部育子

Shounai and Akita during the Seventh and Eighth Century

はじめに

- ① 七世紀後半
 - ② 大宝元年～天平五年
 - ③ 天平五年～天平宝字三年
 - ④ 天平宝字三年以降
- おわりに

【論文要旨】

近年、古代東北史研究は北海道や東北アジア地域との交流を視野に入れたことよって大きな進展をみせた。とくに、それらの地域と直接的な関係をもつ出羽国研究の重要性が増す。ただし、出羽国とはいっても現在の山形・秋田二県にまたがる領域のなかの各地域の特質には異なる部分がある。庄内と秋田は同じ日本海沿岸の一地域であるが、律令制下において異なる位置づけをされる部分があった。本稿は、秋田を中心に、この二つの地域的・特質の差異を明瞭にすることによって、律令国家の出羽経営の意義を明らかにするものである。

七世紀後半の段階では、庄内は越後から陸つづきに面を北に拡大したところにあつたのに対し、秋田は越後から津軽、ときには北海道までのなかの一拠点として位置づけられていた。このような拠点的支配拡大策は東北辺境のなかでも日本海側の地域に特徴的にみられ、交通手段としては海路の利用が多かった。八世紀になると、越後以北の地域では、拠点的支配と面的支配の二つが組み合わせられる形で国郡設置や城柵造営がおこなわれた。和銅年間に出羽郡・出羽柵そして出羽国が設置され、庄内に律

令国家の蝦狄政策の中心となる施設が集中する。

ところが、天平五年（七三三）、出羽柵が秋田村高清水岡に遷置されると、東山道陸奥方面から秋田への面的拡大が図られるようになる。天平九年（七三七）に陸奥国多賀城から秋田に至る内陸直路の開拓を計画、天平宝字三年（七五九）に雄勝・平鹿二郡の設置とともに道路も開通すると、秋田は最短の陸上交通路によって陸奥国府と結ばれることになる。これは秋田が北方交流の要衝にあたるためにとられた政策であると考えられる。この段階で秋田は、北方・北陸道（越後）・東山道（陸奥）からのそれぞれルートの結節点に位置することになり、律令国家にとって秋田は庄内とは異なる意味をもつ地域となる。宝龜年間以降、秋田は支配しにくいということが問題になり、九世紀には出羽国の行政の中心は庄内に移ってゆくが、以上のような庄内と秋田の地域的・特質の相違とその変遷は、列島内の地理的位置に加えて東北アジアを含む北方交流・政府の東北経営方針の三つの要素がからみあつて生じたものであつたと考えられる。

はじめに

古代の出羽国の領域は現在の山形・秋田二県にまたがるが、律令国家の北進政策の重要な拠点となる庄内地方と秋田市付近とは異なる地域的特質がみられる。それはこの二地域の地理的条件の差異のみならず、律令国家の東北経営方針の時期的変化を反映するものであるという点で注意しなければならない。

七世紀後半から八世紀前半にかけての出羽地域に関しては、たとえば和銅年間に設置された出羽柵の遺跡が確定していなかったり、国府の位置についても諸説がみられるというように、現在まだ明らかになっていないことも多い。とくに天平五年の出羽柵の庄内から秋田への移転の状況については『続日本紀』同年十二月己未条には何も記されないし、また、この時期の出羽国府の位置については庄内にあるのか秋田にあるのかということ論争が続いている^①。国府の問題を解決するためには、『続日本紀』や律令のほか比定（推定）遺跡、そこからの出土文字資料をあわせて検討した上で考察を加えることが必要であり、そのような試みはすでにおこなわれている。ところが、出羽国府が置かれた可能性のある場所としてあげられる庄内と秋田の地域的特質の相違点については、新野直吉氏が、阿倍比羅夫の遠征の際に庄内に立ち寄りなかつた理由とのかかわりで指摘している^②ほかにあまりみられない。

そもそも、律令制下での国の領域の決定には、地域的まとまりということが重視される。国という行政区画は律令国家の地方支配体制の基本方針である中央集権的支配を実現するために定められたものであるが、一国の範囲の決定は、所管郡との連絡、国守の部内巡行や調・庸等収奪など、国の機能の維持と国司の活動に好都合な規模になるような配慮がなされたものと推測され、国府の位置についても同様の理由を考えるこ

とができる。

そのような地域的まとまりは、交通の便ということも含めて地理的条件によって左右されることが多いが、国家権力の政治的介入が積み重ねられるなかで、地域の再編がおこなわれる場合もある。すなわち、行政区画としての地域的まとまりは自然条件に委ねられるところが多いが、新たな交通路の開拓や辺境地域における柵戸移配など、国家によって政策的に作り上げられる部分もあったのである。

律令国家の地方支配の拡大は、中央（大和盆地）を起点にして、より遠方へという形でおこなわれる。七世紀後半から八世紀初頭の時期すなわち律令的中央集権制の形成期においては、東北地方への支配拡大策は海路を利用して拠点になる地域を掌握してゆく場合と、既に支配下に治めた地域から面的に北上してゆく場合とがある。北陸地域への交通は、ヤマト政権下において主としてその地理的条件ゆえに海路が利用されることが多かったが^③、越後よりも南の地域では国造制による支配がおこなわれていた。一方、七世紀後半に津軽・秋田・「渡島」の地域との間に政治的関係があったことを確認できるが、これは明らかに拠点の支配によるものである。それではこの時期の庄内はどうであったのか、また、八世紀初頭の秋田の状況はどうであったのかということになると、まだ詳らになっていない部分も多い。

八世紀初頭の律令国家の北方経営は積極的北進政策とも言えるものであったが、中央政府の地域掌握方法の、点から面への転換は、そのような支配の実現には不可欠の条件である。出羽国のなかの庄内と秋田は、この点と面という視角からみると、どのような相違があるのだろうか。

本稿では古代出羽国内における庄内と秋田の地域的特質の差異を、時期を区切って、それぞれの時期の時代背景に留意しながら考察し、律令国家にとって出羽国とはどのような意味をもつ地域で、そのなかの庄内と秋田はどのように異なるものであったのかということについて明らか

にした⁽⁴⁾。

●七世紀後半

七世紀後半の東北辺境支配は北¹越・東²陸奥(道奥)という形でおこなわれた。この時期の北¹越の蝦夷支配は大化三年・同四年、越後に設けられた淳足柵・磐舟柵を拠点におこなわれたものと考えられるが、この段階では、拠点の支配と面的支配はどのような状態になっていたのであろうか。

八世紀以降においても越後国の城柵官衙遺跡には内水面で結ばれるところが多いが、陸上交通に比べて海上交通の利便性の著しい地域は中央権力進出の初期の段階では拠点の支配をとる方が自然である。そして、やがてそれが面的な広がりをもつようになったとき、内水面交通路の発達ということが重要な意味をもつ。すなわち、拠点の支配から面的支配へという質的な転換がみられることになる。律令制下で国郡制が施行された地域は面的支配が実現しているものと考えられるが、越後以北の日本海沿岸地域の場合、拠点の押え方がどのようなものであったのかということが地域の特質を決定する重要な要素となる。

淳足・磐舟と庄内、秋田の位置関係は交通手段もあわせてみると、庄内までは越後から陸つづきで結ばれる可能性が大きい⁽⁵⁾が、秋田までは陸路よりも海路をとる方が好都合であったと推測される。そして、庄内は越(越後)だけではなく内陸方面とも交流がある地域であったのに対し、秋田は越(越後)から海上交通路で結ばれるいくつかの地域の一点であった。

まず、この時期の越後以北の日本海沿岸地域に関する史料のなかで本稿の内容と関係のあるものをあげておく。

IA 大化三年紀是歳条

造淳足柵、置柵戸。

IB 大化四年紀是歳条

治磐舟柵、以備蝦夷。遂選越与信濃之民、始置柵戸。

IC 齐明天皇元年紀七月己朔己卯条

於難波朝、饗北越^北。蝦夷九十九人、東^{東陸奥}。蝦夷九十五人。并設百濟調使一百五十人。仍授柵養蝦夷九人・津刈蝦夷六人、冠各二階。

ID 齐明天皇四年紀四月条

阿陪臣^阿率^率船師一百八十艘、伐蝦夷。罽田・淳代、二郡蝦夷、望怖乞降。於是、勒^勒軍、陳^陳船於罽田浦。罽田蝦夷恩荷、進而誓曰、不為^不官軍^{官軍}、故持^持弓矢。但奴等、性食^{性食}肉故持。若為^若官軍、以儲^{以儲}弓矢、罽田浦神知矣。將^將清白心、仕^仕官朝矣。仍授^{仍授}恩荷、以小乙上^{小乙上}定^定淳代・津輕、二郡々領。遂於^{遂於}有間浜、召^召聚渡嶋蝦夷等、大饗而帰。

IE 齐明天皇四年紀七月辛巳朔甲申条

蝦夷二百余、詣^詣闕朝献。饗賜贍給、有加於常。仍授^{仍授}柵養蝦夷二人位一階。淳代郡大領沙尼具那小乙下、^{或所、云、授位二階、使檢戸口。}少領宇婆佐建武、勇健者二人位一階。別賜^{別賜}沙尼具那等、鮪旗廿頭・鼓二面・弓矢二具・鎧二領。授^授津輕郡大領馬武大乙上、少領青蒜小乙下、勇健者二人位一階。別賜^{別賜}馬武等、鮪旗廿頭・鼓二面・弓矢二具・鎧二領。授^授都岐沙羅柵造^名位二階。判官位一階。授^授淳足柵造大伴君稻積小乙下。又詔^{又詔}淳代郡大領沙尼具那、檢^檢蝦夷戸口、与^与虜戸口。

IF 齐明天皇四年紀是歳条

越国守阿倍引田臣比羅夫、討^討肅慎、献^献生熊二・鹿皮七十枚。

IG 齐明天皇五年紀三月条

是月、遣^遣阿倍臣^名率^率船師一百八十艘、討^討蝦夷国。阿倍臣、簡集^{簡集}鮑田・淳代、二郡蝦夷二百卅一人、其虜卅一人、津輕郡蝦夷一百十二

人、其虜四人、胆振鉏蝦夷廿人於一所、而大饗賜_レ禄_レ伊浮梨_レ婆_レ陸_レ。即
以_レ船一隻、与_レ五色綵帛、祭_レ彼地神。至_レ肉入籠時、問_レ菟蝦夷胆鹿
嶋・菟穂名、二人進曰、可_レ以_レ後方羊蹄、為_レ政所_レ焉。肉入籠、此云
之々梨姑、問
菟、此云塗毗宇。菟穂名、此云字德那。後
方羊蹄、此云斯梨蔽之。政所、蓋蝦夷郡乎。隨_レ胆鹿嶋等語、遂置_レ郡領_レ而帰。
授_レ道與与_レ越国司位各二階、郡領与_レ主政各一階。或本云、阿倍引田
臣比羅夫、与_レ肅
慎_レ戰而帰。
獻_レ虜冊九人。

I 日齊明天皇五年紀七月戊寅条

(前略) 伊吉連博德書曰、(中略) 天子問曰、此等 蝦夷国有_レ何方。
使人謹答、国有_レ東北。天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有_レ三種。
遠者名_レ都加留、次者名_レ龜蝦夷、近者名_レ熟蝦夷。今此熟蝦夷。每歲、
入_レ貢本国之朝。天子問曰、其国有_レ五穀。使人謹答、無之。食_レ肉存
活。天子問曰、国有_レ屋舍。使人謹答、無之。深山之中、止_レ住樹本。
天子重曰、朕見_レ蝦夷身面之異、極理喜怪。使人遠来辛苦。退在_レ館裏。
後更相見。(中略) 難波吉士男人書曰、向_レ大唐大使、触_レ嶋而覆。副
使親覲_レ天子、奉_レ示_レ蝦夷。於是、蝦夷、以_レ白鹿皮一・弓三・箭八
十、獻_レ于天子。

I 日齊明天皇六年紀三月条

遣_レ阿倍臣_名率_レ船師二百艘、伐_レ肅慎国。阿倍臣、以_レ陸奥蝦夷、
令_レ乘_レ己船、到_レ大河側。於是、渡嶋蝦夷一千余、屯聚海畔、向_レ河
而營。々中二人、進而急叫曰、肅慎船師多来、將_レ殺_レ我等_レ之故、願
欲_レ濟_レ河而仕官_レ矣。阿倍臣遣_レ船、喚_レ至_レ阿箇蝦夷、問_レ賊隱所_レ与其
船数。阿箇蝦夷、便指_レ隱所_レ曰、船廿余艘。即遣_レ使喚。而不_レ肯_レ来。
阿倍臣、乃積_レ綵帛・兵・鉄等於海畔、而令_レ貪嗜。肅慎、乃陳_レ船師、
繫_レ羽於木、举_レ而為_レ旗。齊_レ棹近來、停_レ於_レ淺処。從_レ一船裏、出_レ二老
翁、廻行、熟視_レ所積_レ綵帛等物。便換_レ着_レ单衫、各提_レ布一端、乘_レ船
還去。俄而老翁更來、脱_レ置_レ換_レ衫、并置_レ提布、乘_レ船而退。阿倍臣遣_レ
数船_レ使_レ喚。不_レ肯_レ来、復_レ於_レ弊路_レ弁嶋。食_レ頃_レ乞_レ和。遂不_レ肯_レ聽。弊
路

弁、渡嶋
之別也。擲_レ己柵_レ戰。于時、能登臣馬身籠、為_レ敵被_レ殺。猶戰未倦之間、
賊破殺_レ己妻子。

I 日齊明天皇六年五月条

又阿倍引田臣、名獻_レ夷五十余。又於_レ石上池辺、作_レ須弥山。高如_レ
廟塔。以饗_レ肅慎冊七人。

I K 天武天皇十一年紀四月甲申条

越蝦夷伊高岐那等、請_レ俘人七十戸為_レ一郡。乃聽之。

これらの史料のなかで庄内と秋田との相違が際だっているのは、新野
氏も指摘されるように阿倍比羅夫の遠征時(I D ~ I J)にその対象と
なったか否かという点であろう。とくに問題になることは、中央と庄
内・秋田がそれぞれどのようなルートで結ばれていたのかということと、
秋田が比羅夫征討の対象となった理由は何であったのかということであ
る。

当時、中央と庄内・中央と秋田がそれぞれどのような交流のルートをも
つていたのかということは前に述べたとおりであるが、庄内が内陸部
と具体的にはどのような形で結ばれていたのかといえ、『延喜式』兵
部式諸国駅伝馬条に規定されるルートと同じ、最上川の水運を利用した
交通路があったものと推測される。

比羅夫の遠征には北方物産の入手という経済的目的もあり、また当時
すでに蝦夷と中央の王権との間には朝貢という関係が成立していたこと
は明らかであるが、比羅夫の寄港地が庄内ではなく秋田であったという
ことは、そのような関係を維持する上で秋田が重要な位置にあったこと
を意味する。そして、それは北方から本州北部日本海沿岸地域へのルー
トが、北海道から海岸づたいに南下する方法をとっていたためと考えら
れる。また、養老四年に渡嶋津輕津司の存在が確かめられるが(後述)、
養老四年以前に、出羽国の最北の郡の境界を越える位置にこのような官

司が設置されたということは、とりもなおさず七世紀段階で渡嶋（北海道渡島半島）―津軽―秋田県日本海沿岸地域における人と物の交流があったことを意味する。¹⁰

大化以降、律令的中央集権化政策の一環として辺境支配がおこなわれるようになるが、七世紀後半の支配拡大の状況が、庄内と秋田とではどのように異なるのであろうか。まず注目されるのは、秋田は淳代・津軽と同列に位置づけられることである。そして、比羅夫遠征時の寄港地をみてみると、秋田は渡島半島までの地域の最南端の地点にあたる（後述）。一方、当時の庄内―秋田間がどのような状況にあったのかといえ、現在の秋田県本荘市付近から秋田市あたりまでの間の地域は、まだ中央政府の支配下に入っていなかったものと推測される。¹¹ それでは庄内―越（越後）間はどうのような状態であったのかといえ、このことに関しても、資史料が少ないことから不明な点が多い。ただ、IEにみえる都岐沙羅柵が、『山形県史』に記されるように、鼠ヶ関付近とすれば、¹²現在の新潟県村上市に置かれたと推測される磐舟柵と庄内との間の空白地帯がかなり狭められることになる。そして、そのような『山形県史』の見解はおおむね妥当であると考えられる。すなわち、遺跡を確認できないので推測の域を出ないが、まず、磐舟柵よりも北の日本海沿岸の地点とみて不都合な点なく、また、それは出羽柵¹³が設けられた地点よりも南にあるものと考えられるからである。¹⁴

また、天武天皇十一年紀四月甲申条（IK）に越蝦夷が俘人七〇戸による郡の設置を申請し許可されたことあるが、この郡（評）についても、具体的な位置は不明としか言いようがないものの、当時すでに王権の支配下にはいつていた現在の新潟市付近よりも北の、しかも蝦夷の居住地ということ、新潟県北部か山形県南部の日本海沿岸の地域とみるのが妥当である。¹⁵ なお、都岐沙羅柵が磐舟柵よりも北にあったとする場合、この柵と俘人の郡との位置関係が問題になる。そして、これが大宝令制

下の郡に先行する評であるならば、庄内と越は行政区画という点でも連続面上に位置することになる。ただし、庄内が海路の利便性がない地域であったというのではなく、和銅二年紀七月丁卯条（IID）で蝦夷の不穏な動きに対処するために船の移送がおこなわれていることから明らかのように、海路の拠点としての役割も担っていたのである。

ところで、この時期の秋田は、越―庄内―秋田と北上する形で中央との関係を保つよう位置づけられていたのかといえ、そうではなく、斉明天皇四年紀四月条（ID）と同七月辛巳朔甲申条（IE）から、秋田は津軽の南延長線上に位置づけられていたのではないかと考えられるのである。

まず、斉明天皇四年紀四月条（ID）からは、鱒田（秋田）の蝦夷がこのときはじめて服属したことが知られるが、このこととあわせて、「郡領」に任命したのは淳代・津軽の族長であったことに注意しなければならぬ。中央から秋田以北の地をめざす場合、越（越後）を起点とし、海路をとったとしても、北上するという点だけを見ると、鱒田（秋田）は淳代・津軽よりも南に位置するのであるから、鱒田（秋田）の方が早く服属する可能性があったわけであるが、そうではなかったのは何故なのであろうか。

このことについては、王権に服属した時期を古い順にならべてみると理解しやすい。津軽の方はすでに斉明天皇元年紀七月己朔己卯条（IC）に柵養蝦夷とともに蝦夷に対する授位記事がみられることから、正確な年代は特定できないが、秋田よりも早い時期に王権との関係が成立していたものと推測される。¹⁶ それでは津軽が秋田よりも早い時期に王権との接触があったのはどのような事情によるものなのかといえ、当時は中央からの交通手段として海路を利用し、ある地域を点として掌握する支配方式がとられており、その場合、北の地域から支配下に入れていっても不都合はなかったのではないかと考えられる。ところが、律

令的な地方支配・辺境支配を実現しようとする過程で、ヤマト王権下において国造制という形ですでに支配が及んでいた越国、現在の新潟市付近よりも北の地域への政治的支配を確立する必要性がでてきた。大化三・四年に淳足・磐舟二柵が設置され、阿倍比羅夫の遠征が軍事行動ともなう形でおこなわれたのはそのためである。

このような支配拡大の方法は、越から面的に北上する部分と津軽等北方から点を南下する部分の二つの要素が組み合わされていた。齐明天皇四年紀七月条では淳代・津軽二郡と淳足・都岐沙羅二柵がそれぞれ相当するものと考えられるし、このことは齐明天皇元年の蝦夷への授位の対象が柵養と津軽となっていることから推測できる。

それでは北の拠点から南下してきた場合、庄内はどのように位置づけられていたであろうか。また、北の拠点を、なぜ、八世紀初頭に出羽柵が設置された庄内ではなく秋田に置いたのであろうか。このことについては次のように考えられる。それは、中央と津軽の往来は海上交通によらなければならないが、その場合、秋田を単なる通過点にできなかつたということである。齐明天皇四年四月条（ID）からも明らかのように、現在の秋田市付近には恩荷らの族長勢力があり、これを支配下に治めなければ津軽あるいは北海道方面への支配にも支障がでてくる。庄内は越（越後）の柵からの面的な北上も可能であり、中央との交流という点では陸奥から入り最上川の水運を利用したルートをとることも可能であることから、あえて越からの海路による拠点の支配拡大策の対象としなくてもよかつたのではないかと考えられるのである。

次に、越（越後）と面的つながりをもつような支配拡大策がとられる地域と、同じく越（越後）を起点とはするが拠点の支配拡大策がとられる地域とは、族長に与えられた官職名や設置した施設に異なるところがあるのかどうかということについてであるが、前者の場合は柵が設けられ柵造の任命がおこなわれているのに対し、後者の場合は郡の設置と

郡領の任命がおこなわれていることがあげられる。

辺境の軍事的不安の多い地域に対して律令的の地方支配、具体的には郡の設置をおこなう際、それに先立って柵（城柵）の造営がなされる場合が多い⁽¹⁸⁾。七世紀後半の時期には、それは郡ではなく評を設けるためということになる。評が設けられた地域には大宝令制下では郡制がしかれるのが一般的である。ところが、秋田以北では『日本書紀』に郡と記される地域でも八世紀初頭の段階で郡制が施行された形跡はみられず、また七世紀後半の時期に城柵の造営を示す記事もみあたらない。このようにことから、秋田以北の淳代や津軽は、郡・郡領の文字が使用されていても、庄内以南の地域とは異なるのではないかと考えられるのである。

そして、この時期における秋田以北の地域への支配拡大の背景として北方との交流の問題があつたものと考えられる。すなわち、日本列島内の支配地域の拡大や、列島内での北方物産の入手ということだけでなく、日本海を隔てた対岸の地域への対応ということをあわせて、どこがその拠点として最適なのかと考えるみると、それは庄内ではなく秋田の方であつたのではないかと考えられるのである。養老四年にみえる渡嶋津軽津司のほか、八世紀の渤海使来日記事のなかには宝龜二年、出羽国賊地野代湊に到着したという例があるように（IV C）、出羽国でも秋田よりも北の地域を管轄する必要があつたことは明らかである。

② 大宝元年～天平五年

ここでは出羽柵が秋田に移転する天平五年までの庄内と秋田、それぞれの地域的特質について明らかにしたい。

まず、関係史料をあげておく。

II A 和銅元年紀九月丙戌条

越後国言、新建出羽郡。許之。

II B 和銅二年紀三月壬戌条

陸奥・越後二国蝦夷、野心難馴、屢害良民。於是遣使徵發遠江・駿河・甲斐・信濃・上野・越前・越中等国。以左大弁正四位下巨勢朝臣麻呂為陸奥鎮東將軍。民部大輔正五位下佐伯宿祢石湯為征越後蝦夷將軍。内藏頭從五位下紀朝臣諸人為副將軍。出自兩道征伐。因授節刀并軍令。

II C 和銅二年紀七月乙卯朔条

令諸国運送兵器於出羽柵。為征蝦狄也。

II D 和銅二年紀七月丁卯条

令越前・越中・越後・佐渡四国船一百艘送于征狄所。

II E 和銅五年紀九月己丑条

太政官議奏曰、建国辟疆、武功所貴。設官撫民、文教所崇。其北道蝦狄、遠憑阻險、突縱狂心、屢驚边境。自官軍雷擊、凶賊霧消。狄部晏然、皇民無擾。誠望便乘時機、遂置一國、式樹司宰。永鎮百姓。奏可之。於是始置出羽国。

II F 和銅五年紀十月丁酉朔条

割陸奥国最上・置賜二郡隸出羽国焉。

II G 和銅七年紀十月丙辰条

勅割尾張・上野・信濃・越後等国民二百戸、配出羽柵戸。

II H 靈龜二年紀九月乙未条

從三位中納言巨勢朝臣万呂言、建出羽国、已經數年。吏民少稀、狄徒未馴。其地膏腴、田野広寛。請令隨近国民、遷於出羽国、教諭狂狄、兼保地利。許之。因以陸奥国置賜・最上二郡、及信濃・上野・越前・越後四国百姓各百戸、隸出羽国焉。

II I 靈龜三(養老元)年紀二月丁酉条

以信濃・上野・越前・越後四国百姓各一百戸。配出羽柵戸焉。

II J 養老二年八月乙亥条 (扶桑略記)

出羽并渡島蝦夷八十七人來朝、貢馬千疋。則授位祿。

II K 養老三年紀七月丙申条

遷東海・東山・北陸三道民二百戸、配出羽柵焉。

II L 養老四年紀正月丙子条

遣渡嶋津輕津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨国觀其風俗。

II M 養老四年紀九月戊寅条

以播磨按察使正四位下多治比真人景守、為持節征夷將軍。(中略)以從五位下阿倍朝臣駿河、為持節鎮狄將軍。軍監二人、軍曹二人。即日授節刀。

II N 養老五年紀八月癸巳条

(前略)出羽隸陸奥按察使、佐渡隸越前按察使。

II O 神龜元年紀五月壬午条

從五位上小野朝臣牛養為鎮狄將軍、令鎮出羽蝦狄。軍監二人。軍曹二人。

II P 神龜四年紀九月庚寅条

渤海郡王使首領高齊德等八人、來着出羽国。遣使存問、兼賜時服。

II Q 神龜四年紀十二月丙申条

遣使賜高齊德等衣服冠履。渤海郡者旧高麗国也。淡海朝廷七年冬十月、唐將李勣伐滅高麗。其後朝貢久絶矣。至是渤海郡王遣寧遠將軍高仁義等廿四人朝聘、而着蝦夷境。仁義以下十六人並被殺害、首領齊德等八人僅免死而來。

越後国の一郡として出羽郡が設置される(II A)和銅元年までの時期は、行政区画上の位置づけは庄内も秋田も七世紀後半と同じ状態であるが、和銅元年に越後国の一郡として出羽郡が建てられることによって、庄内にはじめて大宝令の国郡制が適用されることになる。和銅五年には

出羽国が設置され、その後、陸奥国から置賜・最上二郡の割譲がおこなわれるなど、この時期には出羽の国域に大きな変化があった。そして、天平五年には出羽柵が庄内から秋田に移転するというように、律令国家の蝦夷政策の展開においても変化に富んだ時期であった。

この時期の庄内と秋田の相違は、律令国家の位置づけという点では、庄内は和銅元年に郡制が適用されたことよって、辺境地域という特殊性はあるものの、国郡制という形の律令的支配機構に組み込まれるようになったのに対し、秋田は天平五年の段階になっても「秋田村」と表記される状態であった(ⅢA)。そして、和銅五年の出羽への国制施行後、大規模な柵戸の移配や陸奥国からの郡の割譲がおこなわれると(後述)、そのような庄内と秋田の地域的特質の差異はますます際立つことになる。また、養老五年に出羽国が陸奥按察使管内に位置づけられると(ⅡN)、庄内に置かれた出羽国府と陸奥国との間で行政事務連絡が必要になるから、庄内をめぐる交通においても陸奥經由というルートが以前に比べて重視されることになる。

そして、庄内に出羽国経営の拠点が設けられるようになると、海路をとった場合でも庄内は律令的行政機関の設けられた最北の地域として重要な意味をもつてくる。たとえば、和銅二年三月壬戌に征越後蝦夷将軍が派遣され、この将軍は同年八月戊申に帰京するが、出羽柵に兵器を送し(七月乙卯朔条・ⅡC)、征狄所に船を移送した(七月丁卯条・ⅡD)という記事がみられるのは、この将軍の在任期間中のことである。征越後蝦夷将軍の活動の本拠地がどこかということは史料には記されていないが、この二つの記事の内容から出羽柵がおかれた地域を中心とするものであったのではないかと推測される。この段階で出羽国はまだ成立しておらず、庄内は越後国の最北の地域にあったことから征越後蝦夷という呼称が用いられたものと考えられるが、その主な任務は庄内以北の蝦夷征圧のための態勢を整えることであつたと考えられる。一方、秋田の

位置づけはどうであつたのかといえ、和銅二年七月丁卯条(ⅡD)から推測するしかないが、征狄所に移送が命ぜられた物資が船であつたということは、征狄のために船を利用したということであり、現在の秋田市付近は七世紀同様、やはり海路で結ばれた拠点的なものであつたと考えられる。

なお、征狄所とは日本海側の蝦夷を征討するために設けられた役所と推測されるが、征狄所が出羽柵の別称として用いられたものなのか、出羽柵機構の一部なのか、それとも出羽柵とは別個の機関なのかは、史料が一点だけなのでよくわからない。ただ、時期は下るが宝龜十一年紀五月辛未条に「鎮狄將軍之所」という記載があることから、征狄所も機能面からみるとこれに類するものではなかつたのかと考えられる。

さて、八世紀第二四半期以降、渤海からの外交使節が来日するようになるが、その最終目的地は京であるにもかかわらず、船は気象条件によって左右されることも多かつたらしく、日本海沿岸地域の各地に到着した⁽¹⁹⁾。ただ、そのようななかで出羽国との関係は注目すべきである。第一回目(ⅡP・ⅡQ)と第二回目(ⅢD)の使節が到着したのをはじめ、漂着した場合は出羽国が最初の到着地となることも多かつた。そして、わが国と渤海との間に正式の外交関係が成立する以前は現地住民との交流が中心となっていたものと推測される。もちろん、養老四年に渡嶋津軽津司という官衛的施設の存在が認められるように(ⅡL)、この地域には、渤海との間に政治的レベルでの外交関係が結ばれる以前に、すでに国家としての対応策がとられていたことは事実である。この官司(津司)の設置地点は、遺跡を特定できないことから正確にはわからないが、秋田以北の沿岸地域であり、それが秋田である可能性も考えられる⁽²⁰⁾。ただし、このような官司が設けられ、その官人を靺鞨国に派遣しようとしたからといって、七世紀後半の比羅夫の遠征時、渡嶋蝦夷との交易が試みられたことからも明らかのように、そのことが対岸の民族との

直接的交流だけを意味するものではない。この官司には渡嶋・津軽という地名が付けられていることから、これらの地域を管轄する機能をもっていたことが推測される。渡嶋津軽津司は、養老四年紀正月丙子条（ⅡL）では靺鞨の状況の探索ということが問題になっているが、この官司の呼称につけられた地名から、渡嶋蝦夷の朝貢など日本列島北部地域との交流の場においても、中央政府の優先機関としての機能をもっていたものと考えられる。とくに、この時期の日本海側に居住する蝦夷の朝貢関係史料のなかで養老二年八月乙亥条（ⅡJ）の貢馬の記事は、大陸の沿海州方面との交流が前提になっているものとして注目に値する。そこで律令国家地方制度全体のなかでみてみるとこの官司はどのように位置づけられるのかということについて考えてみたい。

まず国郡制との関係であるが、諸君鞍男という人物の出自が不明であるので確定的なことは言えないが、当時の出羽国には飽海郡よりも北には郡が設置されていなかったものと推測されるから、国—郡制とは異なる支配系統が想定できる。ただし国郡制から郡制を切り離してみると次のような説明ができる。すなわち、国の機能のなかでも、たとえば租税の徴収のように郡司の協力があつてはじめて実施可能であるものについては、郡の成立をみない地域では国司の関与もありえないことになるが、いわゆる辺境の村（ムラ）では現地の族長と国司との間に政治的關係が築かれているように、国—ムラという支配系統を想定することは可能である。渡嶋津軽津司の場合もそのような国の機構下に直属する官司という位置づけができるのではないかと考えられる。というのは、秋田は天平五年の出羽欄遷置記事（ⅢA）に「秋田村」と表記されること、辺境地域の国司には防衛のための特殊な任務が課せられており、それは東北の場合であれば北方との交流にともなうさまざまなトラブルに対処する権限も与えられていたものと推測できることによる。

このように、東北辺境地域には国郡制に編成されない状況下において

国司が関与する地域や機関があつた。律令的²²⁾地方支配において国司が直接関与する事項があることは大宝・養老令の条文から明らかであるが、ここで注目されるのはそのような国司と郡司の職務分担によるものではなく、郡の機能を利用しない支配がおこなわれることである。そして、陸奥・出羽二国ともその北の境界が画定されていないが、右に述べたようなことから、郡が設置されている地域よりもかなり北まで国司の権限が及んでいたものと推測される。

次に、出羽国成立時の状況について考えてみたい。令制国成立の条件としては国境の画定ということがあげられるが、²³⁾辺境地域においてはこの点はどうであったのだろうか。とくに陸奥・出羽二国の場合、八世紀における郡制の拡大はすでに支配下に入っている地域から北上する形でおこなわれたが、最北の郡のさらに北に中央政府が何らかの形で掌握している地域があつた。出羽国の設置については和銅五年紀九月己丑条（ⅡE）で、²⁴⁾辺境を脅かしていた蝦狄の動向が政府軍の攻撃によって穏やかになった間隙をぬうというタイミングの良さを強調している。この記事によると、国を建てる目的は「樹²⁵⁾司宰。永鎮²⁶⁾百姓。」ということであるが、その前提として北道蝦狄を征圧しなければならなかった。したがって、それら蝦狄の居住地域や活動形態によってこの国の対応も異なってくる。当時の本州北部日本海沿岸地域の蝦夷の動きは、たとえば、この時期ではⅡJがあげられるほか、七世紀段階で津軽地方の住民が京に赴いている事実があることから明らかに（ⅠC）、海路を利用して津軽と越（越後）の間を往来したのであろうことは容易に推察できる。そして、このような推測が可能であるとすれば、ⅡEで言う蝦狄の範囲についても和銅五年頃、越後国で郡制がしかれている最も北側の地域よりもさらに北の地域までを想定していたことになる。もちろん、国を建てて人民を治めるといふことは、いわゆる公民的支配をおこなうということであり、公民から成る一定規模の領域を確保するために、陸奥

国から置賜・最上二郡の割譲がなされるのであるが(ⅡF・ⅡH)、逆の見方をすれば、このことと大規模な柵戸の移配(ⅡG・ⅡH・ⅡI・ⅡK)がなされなければ出羽国は国としての機能を果たすことはできなかつたという解釈もできる。

ところで、出羽国への柵戸の移配は郡の規模に相当するものであったが、それらの人々は当時、出羽柵の置かれていた庄内に居住したものと考えられることから、柵戸の移配によって庄内と秋田の地域的特質には大きな差異が生ずることになる。すなわち、柵戸の移配によって庄内には律令的な支配が一気に拡大・定着する条件が整えられたのである。そして、養老五年八月に出羽国が陸奥按察使管内に入れられると(ⅡN)、律令的行政区画という点での庄内と秋田の差異はより顕著になる。養老三年七月に制定された按察使の制度は、養老五年までの間に所管国の変更がおこなわれるが、飛驒・佐渡・隠岐・出羽の国々は、このときはじめて按察使管轄下に組み込まれた。当時の出羽国のなかで最上・置賜二郡はもとも陸奥国の郡であったから、陸奥国府(按察使の活動の拠点)からの往來の便はある程度確保されており、律令的支配もある程度整っていたものと考えられる。庄内が国という区分の下にそれらの地域とひとつの地域的まとまりをもつことは自然のなりゆきであったとも言える。一方、秋田はどうかであったのかといえば、陸奥から秋田への交通路は天平九年になってはじめて開拓が試みられたわけであるから(後述)、養老年間頃は国府のある庄内の延長線上に位置すると考えざるをえない。したがって、陸奥按察使の活動が仮に秋田まで及ぶことがあつたとしても、庄内を経由することは必須である²⁴⁾。

次に、中央(京)と出羽国府との間の交通・通信網に関連することとして、鎮狄將軍について述べておきたい。
鎮狄將軍は日本海側の蝦夷征討のために派遣される官人で、陸奥に派遣された征夷將軍や征東將軍と同じ性格のものである。この種の使人と

しては、和銅二年紀三月壬戌条(ⅡB)に征越後蝦夷將軍という官名がみられ、養老四年九月戊寅条(ⅡM)以降に鎮狄將軍という官名がみられる。そこで、このような出羽蝦夷征討のための將軍が中央から下向する際にどのルートを通つたのかということについて考えてみたい。

和銅二年(ⅡB)の場合は両道から入ることを明記していることから、北陸道から越後を経て北上したものと推測される。次に養老四年(ⅡM)以降はどうかであるのかということであるが、神龜元年五月壬午条(ⅡO)に小野朝臣牛養、宝龜十一年三月甲午条に安倍朝臣家麻呂が任命された例があるだけで、それ以降はみられない。中央から出羽に至るルートとしては北陸道を北上するルートか陸奥国府を経由するルートかのいずれかであると推測されるが、養老四年の阿部朝臣駿河の場合はあって陸奥国府を経由する必要はなかった。というのは、当時はまだ陸奥按察使による出羽国管轄の態勢がとられていない時期であること、陸奥・出羽二国がひとつの広域行政区画として位置づけられ、陸奥国がその中心的役割を果たすのは、鎮守將軍と按察使の兼任によって軍事権と行政権が一官人に集中したことが背景にあると考えられ、この時期にはそのような体制はまだ整えられていなかったからである。したがって、和銅二年紀三月壬戌条(ⅡB)の佐伯宿禰石湯の場合と同様、北陸道・越後から北上するというルートがとられた可能性が高い。それでは神龜元年紀五月壬午条(ⅡO)および安倍朝臣家麻呂の場合はどうかであったのだろうか。

まず神龜元年紀五月壬午条(ⅡO)について。神龜元年三月、陸奥国でおきた海道蝦夷の反乱で大掾佐伯宿禰兒屋麻呂が殺害され(神龜元年紀三月甲申条)、四月丙申には海道蝦夷を征するため大將軍藤原朝臣宇合、副將軍高橋朝臣安麻呂、判官・主典各八人の派遣が決められ(『続日本紀』同日条)、五月壬午に小野朝臣牛養が鎮狄將軍に任命された(『続日本紀』同日条)。養老五年の按察使管国の見直しの際に出羽国は

陸奥按察使管轄下に位置づけられたが、陸奥按察使が出羽国に対して軍事的にも強大な権限を行使し得るのは、天平九年の大野朝臣東人が軍事行動をとったように、鎮守將軍と兼任している場合である。そして、それは制度として或る時期に定められたというものではなく、実態として出来上がったという性質のものであるから、この時期にはまだそのような態勢は整っていなかったものと考えられる。

次に、時期は下るが安倍朝臣家麻呂について。家麻呂の鎮狄將軍への任命は宝龜十一年紀三月甲午条にみられるが、同癸巳条に記される官人とあわせてみると、征東大使以下、次のような構成になっている。

征東大使 藤原朝臣繼繩(從三位)
副使 大伴宿祢益立(正五位上)

兼陸奥守任命紀朝臣古佐美(從五位上)

判官四人・主典四人

出羽鎮狄將軍 安倍朝臣家麻呂(從五位上)

軍監二人・軍曹二人

鎮守副將軍 大伴真綱(從五位下)

大使の任命は天平九年に陸奥から出羽櫛への直路開拓事業の際の藤原朝臣麻呂以来のことである。このような大使や征東將軍・征夷將軍は鎮所・陸奥国府を活動の拠点にしたものと考えられるが、鎮狄將軍の派遣がいずれもそのような大使・將軍の派遣と同時にこなわれていることは注目に値する。すなわち、征東(征夷)のための大使や將軍の派遣はかならずしも鎮狄將軍の派遣とともにおこなわれるわけではないが、鎮狄將軍が任命されるときには征東大使や征東將軍の任命もおこなわれているのである。

鎮狄將軍の活動はかならずしも陸奥国府・鎮所を経由し、そこを拠点にする必要はなかったのではないかと考えられる。宝龜十一年という時期は鎮守將軍が出羽国に対して軍事行動をとることができる状況ではな

かった。宝龜年間に入って不穏な動きが続いていた蝦夷の活動はますます激しくなり、八年十二月には鎮守將軍(兼按察使)紀朝臣広純から出羽国の軍が志波村の蝦夷と戦って敗れたとの報告があったのははじめ、十一年三月には広純が蝦夷のために殺害され、多賀城も放火のために焼失するという事態になった。したがって三月甲午・癸巳の大使以下の任命は鎮守將軍不在のまま急遽おこなわれたことになる。

このとき反乱をおこしたのは陸奥の蝦夷であるから、鎮狄將軍の派遣はそれに連動する可能性のある出羽蝦夷を牽制するためという説明もできる。⁽²⁶⁾大使以下の派遣の理由をこのように解釈することはおおむね妥当であると思われるが、より積極的な理由として鎮守將軍の不在あるいは鎮守府(鎮所)体制下での出羽支配には限界がみられるということが考えられる。すなわち、II B・II M・II Oは鎮守府(鎮所)による陸奥・出羽二国支配体制が未成立あるいは未整備の段階であり、宝龜十一年の場合は制度は整っていたが、実質的な機能を失っている状態であったのである。そして、II B・II M・II Oの場合と宝龜十一年の場合とは庄内と秋田の状況はかなり異なる。天平五年の出羽櫛の移転(III A)を契機に律令国家の地方支配・辺境防衛のための諸機関が秋田に設けられたから、II B・II Mの時期には庄内にあった出羽蝦夷の征討のための最前線基地は、宝龜十一年の段階では秋田にあったのである。

なお、八世紀における庄内と秋田の相違を考える上で北方・沿海州方面との交流ということが大きな意味をもつことは、養老四年紀正月丙子条(II L)に関連して述べた。また、渤海国の国書を携えた外交使節の来日の際、その到着地は神龜四年紀九月庚寅条(II P)には出羽国と記されるだけであるが、十二月丙申条(II Q)にこの使節団が蝦夷境に着いたために一人もが殺害されたと記されることから、その地は出羽国のなかでも律令的支配が行き届いていない地域であった可能性が大きい。⁽²⁷⁾ところで、この時期の秋田の地域的特質に関連して注意しなければな

らないのは、

①天平五年に出羽柵が秋田村高清水岡に遷置されることによって、多賀城と出羽柵（秋田城）の間には、それぞれ陸奥・出羽の蝦夷支配ということのほか、多賀城Ⅱ東北全体の行政・軍事の総括、出羽柵（秋田城）Ⅱ北方外交交流という分業体制が成立したという見方ができるが、その構想の原型は渡嶋津軽津司が設置された時期にすでにあったのではないか。

②按察使制度が陸奥では長期にわたって存続し、八世紀においては重要な任務が課せられるが、この制度の全国的な体制が崩壊した神龜年間以降という時期は、ちょうど按察使・鎮守將軍を兼任し大事業を推進した官人が初めてみえる時期と一致する。

ということである。①の点については後述する出羽柵の庄内から秋田への移転に関する諸問題とかかわってくるが、律令国家にとって陸奥とはどのような意味をもつ地域であり出羽とはどのような意味をもつ地域であったのかということを考えるとき、多賀城と出羽柵（秋田城）の分業体制ということを想定してみる必要がある。天平五年、秋田に城柵を新置するに際して、出羽柵を約一〇〇キロ北上させ「遷置」したのはなぜなのかという疑問に答えるためには、庄内での城柵経営の必要性が薄れたこととあわせて、秋田の軍事的充実が急務であったことが推測される。後述するように出羽柵の秋田への遷置の背景として東北アジア外交問題が考えられるのであるが、靺鞨人との交流への日本政府の対処の例として、史料上もつとも早いものとしては養老四年の渡嶋津軽津司に関する記事があげられる。この官司の所在地については秋田市付近に置かれた可能性が高いと考えられるものの、遺構が確認されていないことから断定できない。しかし、推測の域は出ないが東北地方の日本海沿岸のある地点に置かれたことはほぼまちがいないものと考えられることから、七二〇年頃、出羽側では北方外交のための施設が律令国家の手によって整

えられてきていたことは事実として認めることができる。一方、この時期は陸奥側では多賀城の創建期にあたる。この多賀城創建の意義については熊谷公男氏に詳論があり、国府Ⅱ鎮守府として造営された城柵であることを指摘された²⁸。そして、奥羽山脈をはさむ東側と西側の地域を一体のものとして支配するための組織が按察使制度であった。陸奥・出羽において按察使制度が長期にわたって機能した理由については、ひとつは軍事的緊張をともなう状況に対処するための行政上の措置ということがあげられるが、その内容をさらに詳しくみてゆくと、律令国家の東北経営における陸奥国の役割と出羽国の役割の相違が右のような分業体制ともいえるものであったとすれば、それらを統一的に掌握する機構の存在が不可欠のものとなる。出羽柵の秋田への遷置直後に陸奥按察使の勤務地でもある陸奥国府多賀城から秋田出羽柵までの交通路の開拓計画が出されたことや、多賀城碑に靺鞨国からの里程が刻まれるのもそのような事情によるものと考えると説明しやすい。

③天平五年（天平宝字三年）

天平五年に出羽柵が庄内から秋田村高清水岡に移されたことによって、出羽国の様相は大きく変化する。そして、この出羽柵の移転が国府の移転をともなうものであったのかどうかということは、出羽国府の位置の変遷という点からも、現在なお議論が繰り返されているところである。国府の位置の問題については別稿で論じたので²⁹、ここでは結論だけ述べると、国府もこの時期に秋田に移された可能性が高いものと考えられる。出羽国の最北の城柵が庄内から秋田に移され、国府も移されたとすれば、この時期の庄内と秋田の国家全体のなかに占める位置は八世紀第1四半期とは異なるものになることが明らかである。ただし、仮に百歩譲って国府の秋田移転はなかったという説を認める場合でも、天平五年に出羽

柵が移転されたことは事実である。それは「遷置」と記されることから天平五年まで出羽柵があった庄内には城柵を置く必要性が認められなくなつたためなのか、移転先の秋田で官人等の任用を含むシステムを新たに作り上げる余裕もないような事情が生じたためなのか、あるいは、このような両方の問題が同時におきていたためなのか断言することはできないが、いずれにしても秋田と庄内の地域的特質を考える際には、天平五年の出羽柵遷置の事情の解明が重要な鍵となることは明らかである。まず、関係史料をあげておく。

Ⅲ A 天平五年紀十二月己未条

出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村、建郡居民焉。

Ⅲ B 天平九年紀正月丙申条

先是、陸奥按察使大野朝臣東人等言、從陸奥国達出羽柵、道經男勝、行程迂遠。請征男勝村、以通直路。於是、詔持節大使兵部卿從三位藤原朝臣麻呂、副使正五位上佐伯宿祢豊人・常陸守從五位上勲六等坂本朝臣宇頭麻佐等、發遣陸奥国。判官四人。主典四人。

Ⅲ C 天平九年紀四月戊午条

遣陸奥持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日到陸奥国多賀柵。与鎮守將軍從四位上大野朝臣東人共平章、且追常陸・上総・下総・武蔵・上野・下野等六国騎兵惣一千人、開山海兩道。夷狄等咸懷疑懼。仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人、遣海道、差婦服狄和我君計安曇、遣山道、並以使官慰諭鎮撫之。仍抽勇健一百九十六人、委將軍東人。四百五十九人分配玉造等五柵。麻呂等帥所餘三百卅五人鎮多賀柵。(中略)廿五日、將軍東人從多賀柵發。三(四の誤りか)月一日、帥使下判官從七位上紀朝臣武良士等及所委騎兵一百九十六人、鎮兵四百九十九人、当国兵五千、婦服狄俘二百卅九人、從部内色麻柵發、即日に出羽国大室

駅。出羽国守正六位下田辺史難破將部内兵五百人、婦服狄一百卅人、在此駅相待。以三日、与將軍東人共入賊地、且開道而行。但賊地雪深馬芻難得。所以雪消草生、方始發遣。同月十一日、將軍東人廻至多賀柵。自導新開通道惣一百六十里。或剋石伐樹、或填澗疏峯。從賀美郡至出羽国最上郡玉野八十里、雖惣是山野形勢險阻、而人馬往還無大艱難。從玉野至賊地比羅保許山八十里、地勢平坦無有危險。狄俘等曰、從比羅保許山至雄勝村五十餘里、其間亦平。唯有兩河、每至水漲、並用船渡。四月四日、軍屯賊地比羅保許山。先是、田辺難波狀偽、雄勝村俘長等三人來降、拜首云、承聞官軍欲入我村、不勝危懼。故來請降者。(中略)且夫兵者、見利則為、無利則止。所以引軍而旋、方待後年、始作城郭。但為東人自入賊地、奏請將軍鎮多賀柵。今新道既通、地形親視。至於後年、雖不自入可以成事者。臣麻呂等愚昧、不明事機。但東人久將迎要、妙謀不中。加以親臨賊境、察其形勢、深思遠慮、量定如此。謹錄事狀。伏聽勅裁。但今間無事、時屬農作。所發軍士、且放且奏。

Ⅲ D 天平十一年紀十一月辛卯条

平群朝臣広成拜朝。初広成、天平五年隨大使多治比真人広成入唐。(中略)請取渤海路歸朝。天子許之、給船糧發遣。十年三月、從登州入海。五月、到渤海界。適遇其王大欽茂差使欲聘我朝。即時同發。及渡渤海、渤海一船、遇浪傾覆。大使胥要德等卅人没死。広成等、卒遺衆到着出羽国。

Ⅲ E 天平十八年紀是年条

是年、渤海人及鉄利惣一千一百余人慕化來朝。安置出羽国、給衣糧放還。

Ⅲ F 天平宝字三年紀九月己丑条

始置出羽国雄勝・平鹿二郡、玉野・遊翼・平戈・横河・雄勝・助河

并陸奥国嶺基等駅家。

この時期には陸奥国から出羽柵のある秋田までの内陸交通路の開拓が試みられ(ⅢB・ⅢC)、天平九年の段階では秋田県と山形県の県境付近で進軍を中止したが、天平宝字三年に雄勝・平鹿二郡の建置と玉野以下六駅家が設置され、多賀城―秋田間の直路が開通した(ⅢF)。結局、天平九年紀正月丙申条・四月戊午条(ⅢB・ⅢC)の事業は約二〇年後に完成するのであるが、出羽国秋田と律令国家の東北辺境支配の拠点である陸奥国府多賀城とを結ぶ陸路開通の計画が天平九年という時期に立てられたのは何故なのかといえ、出羽柵が庄内から秋田に遷置されたからであると考えられる³⁰。大野東人の多賀城から秋田出羽柵までの内陸交通路の開拓計画は、右に述べた陸奥・出羽の北方辺境政策における分業体制の構想(陸奥⇌蝦夷征討の総括・出羽⇌北方外交の実務)がひとつの政策として具体化したことを承けて試みられたものと考えられる。

さて、出羽国府が秋田に置かれたとする見解をとる場合(註1)、その移転の時期を天平五年とみるようになってきた。それは秋田城跡から出土した文字資料から、八世紀前半には秋田に国府が設けられていたのではないかと判断され、八世紀前半であるとすれば、庄内から秋田への移転の契機としては出羽柵の遷置ということしか考えられないからである。

このような見解はかなり説得力のあるものであるが、出羽柵が秋田に遷置された天平五年を国府移転の時期を特定する直接的史料はない。しかし、この前後の出羽国関係史料のなかにはこのことをさらに補強するものがある。それが史料ⅢB・ⅢCである。とくに天平九年の大野朝臣東人による陸奥から出羽柵への内陸直路開拓計画が建議された理由が何であるのかということは、この問題を考える上で重要である。大野朝臣

東人の軍事行動については別稿(註29)で論じたのでここでは結論だけ言うと、持節大使の派遣をともなう大掛かりな軍事行動をおこしたのは、出羽柵のみではなく出羽国府も秋田に移転されたからではないかと考えられるのである。

また、秋田に城柵を設けるに際して、何故、出羽柵の移転という形をとったのかということが問題になる。もし、それまで出羽柵が置かれていた庄内地域に柵が不要になったのであれば廃止し、秋田に柵が必要であるならば新設することも理論上は可能であり、むしろそのようなケースを想定する方が自然なのであるが、あえて柵の移転という形をとったということは、この場合はそれだけ特殊な事情があったのではないかと考えられる。

すなわち、その事情についていくつかの可能性を想定してみると、まず、北方外交に絡む対蝦夷政策の問題があげられる。それは、神亀四年の第一回目の渤海使節が蝦夷との境に到着したことによって殺害されるという事件がおきたことに象徴されるように、蝦夷の動向如何によっては対外的軍事危機にまで発展しかねない状況下にあることは明らかであり、日本政府は蝦夷を掌握しておく必要に迫られていたのである。渤海使節等外国人の到着地としては日本海沿岸地域がもつとも多く、それが本州北部の場合、律令国家の地方行政機構のなかでそのような状況を統括的に処理することができるのは、出羽国司である。そして、辺境地域において支配拡大のために設けられた施設が城柵であるが、この場合は出羽柵の機能を活用することによって軍事上の問題にも対処できることになる。このように、出羽国府の位置についても分業体制の問題のなかで考えると理に適った説明ができるのである。

そこで、天平五年に秋田に移転した施設は出羽柵のみではなく国府も移転したのであれば、何故、史料にそのことが明記されないのかということが問題になる。この点については、これらの移転を一連の事業と見

る場合、まず最初に移転したのが辺境支配の最前線基地である柵の機能の方であったと考えるとうまく説明できる。いわゆる引越し事業が非常に短い期間でなされたとは考え難く、やはり月単位かあるいは一二年はかかった可能性も否定できない。天平九年の大野東人による陸奥国から出羽柵への直路開拓計画は、そのような事業が完了した段階で立案されたのではないかと推測される。というのは、もし柵のみで国府は移転していないのであれば、持節大使の派遣をともなう軍事行動という大掛かりな遠征が必要なのかどうか疑問だからである。

ところで、移転先の秋田の状況はどうであったのかといえば、秋田では、まず、斉明天皇四年の阿倍比羅夫の北征の際に現地住民との間に一定の支配関係が築かれたことが知られる。その後、恒常的に中央政府と秋田とその関係が確認できるわけではなく、史料にも秋田の地名は見られないが、天平五年以前、渡嶋津軽津司が秋田付近に置かれた可能性が高いと推測されること、集落遺跡のなかでも、後城遺跡³²や大清水台Ⅱ遺跡のような、官衙的施設に何らかの関係があると推測されるものがあることから、政府は秋田地域をある程度掌握していたものと考えられる。

出羽柵の移転によって秋田に律令国家東北支配の最前線基地が置かれ、国府も移転されたとすれば、政治的にも秋田は重要な地域ということになるのであるが、国府の立地条件として当然考慮されるべき所管地域の交通の要地という点では、陸路を中心にした場合、未整備の状態であった。それゆえに天平九年にⅢB・ⅢCの事業をおこなうことでその解決を図ろうとしたのである。ただ、このとき計画した交通路が完成したのは天平宝字三年のことであるから、秋田は二十数年間、陸上交通路が未整備のままの状態におかれていたことになる。

それでは、天平五年まで出羽柵が置かれていた庄内にはこのときを境にどのような変化がみられたのかといえ、それまでであった柵がなくなり、国府も移転したとすれば、それが庄内に設置されていたときの官人

構成や施設の存在形態については現在のところ詳らかではないが、官人の移動があったことは明らかであるし、柵や国府に勤務する人々の住居も必要になったということになる。一方、和銅年間以来全国各地から移住させた柵戸は、そのまま庄内に定住したものと推測され、この地域には通常の郡制支配がおこなわれたものと考えられる。

以上のことから、出羽柵の秋田移転は庄内と秋田に大きな変化をもたらしたものと考えられる。そして、出羽柵の秋田移転によって秋田と多賀城との間の交通路の整備が急務となったわけであるが、それは雄勝地域の支配を急がせることにもなるのである。

すなわち、秋田への内陸交通路の開通ということは同時にその交通路にあたる地域の征服を意味するが、この時期に問題になるのは雄勝地域である。まず天平五年紀十二月己未条(ⅢA)の記載内容から、この地域に対して何らかの形で律令国家権力の介入があったものと考えられるが、雄勝・平鹿二郡の成立をみたのは約二〇年後の天平宝字三年(ⅢF)のことである。そして、天平宝字元年紀四月辛未条・同七月戊午条・天平宝字三年紀七月庚辰条・同九月庚寅条にみられる雄勝への柵戸の移配記事や、天平宝字二年紀十二月丙午条に小勝柵造営のために坂東騎兵・鎮兵等を徴発した記事があることから、この地域に対する支配拡大のためかなりの力が注がれたことが推測できる。

なお、北方外交上に占める秋田の位置の問題については史料ⅢD・ⅢEがあげられる。天平十一年十一月に渤海船が出羽に到着したが(ⅢD)、このときには遭難、漂流した結果、ようやくたどり着いた地が出羽であった。また、天平十八年には渤海・鉄利人を出羽国に安置、放還している(ⅢE)。この二つの記事とも渤海船の到着地が出羽国のどこであるのかは不明であるが、いずれも漂着したという点に八世紀第一四半期あるいは神龜四年のものと類似した状況がみられることから、到着地についても庄内以南の地点よりも秋田以北の地点を想定するのが自然

であろうと思われる。

① 天平宝字三年以降

天平宝字三年に陸奥国多賀城から秋田（現在の秋田市以南）の内陸地域を経て秋田まで通ずる交通路が、雄勝・平鹿二郡の新設という沿線地域住民の支配も含めて完成したが、このような範囲での出羽国内の郡制は、通説にしたがえば、延暦二十三年に出羽国最北の郡として秋田郡が建てられるまで続くことになる。雄勝・平鹿の二郡が設置されたことよって、現在の秋田県南部内陸地域に郡制という律令的行政単位が適用されることになり、それまでは陸路をとった場合、孤立する位置に置かれていた現在の秋田市付近が、点と点を結ぶ形によってではなく、面的つながりをもって位置づけられることになる。この時期には、秋田への交通路としては、秋田―庄内間をむすぶ沿岸ルートと按察使や鎮守将軍が駐在する陸奥国多賀城とをむすぶ内陸直路が機能するようになる。したがって、この時期には天平九年の大野朝臣東人の遠征以来の懸案であった交通路の問題が解決し、秋田は理論上は安定した条件下に置かれることになる。ところが、現実にはそうではなかったことが次の史料から知られる。

IV A 宝龜十一年紀八月乙卯条

出羽国鎮狄将軍安倍朝臣家麻呂等言、狄志良須・倅囚宇奈古等欺曰、己等挾憑官威、久居城下。今此秋田城、遂永所棄歟、為番依旧還保乎者。下報曰、夫秋田城者、前代将相僉議所建也。禦敵保民、久經歲序。一旦拳而棄之、甚非善計也。宜且遣多少軍士、為之鎮守。勿令覲彼帰服之情。仍即差使若国司一人、以為專当。又由理柵者、居賊之要害、承秋田之道。亦宜遣兵相助防禦。但

以、宝龜之初、国司言、秋田難保、河辺易治者。当時之議、依治河辺。然今積以歳月、尚未移徙。以此言之、百姓重遷明矣。宜存此情、歴問狄倅并百姓等具言彼此利害。

IV B 延暦二十三年紀十一月癸巳条

出羽国言、秋田城建置以来卅餘年。土地境境、不_レ宜_二五穀。加以孤居北隅、無隣相救。伏望永從停廢、保河辺府者。宜_レ停_レ城為郡、不_レ論_二土人・浪人、以住_レ彼城者_一編附焉。

宝龜年間は蝦夷の不穏な状況が顕著にみられ、いわゆる三十八年戦争のはじまった時期である。宝龜十一年、伊治皆麻呂の乱への対応策として、三月癸巳の日に征東大使以下の官人が任命され、翌甲午の日には安倍朝臣家麻呂が出羽鎮狄将軍に任命される。このときの鎮狄将軍派遣の事情については前述したとおりであるが、派遣先は庄内ではなく秋田であった。このことは当時の庄内と秋田の地域的特質の違いを考える上で重要な意味をもつ。家麻呂が秋田に駐在したのかどうかという点については、宝龜十一年紀八月乙卯条に記される家麻呂の言上のなかの秋田城下に居住する狄志良須と倅囚宇奈古の言の内容から、家麻呂が秋田城に駐在していたときのものとするのが自然であると考えられる。

蝦夷征討のための将軍の派遣が出羽にも及ぶ場合、前述したように、多くは陸奥への派遣と時を同じくする。そして、それは宝龜十一年の派遣のように、陸奥・出羽両国が同程度の状態ではなく、当面の問題は陸奥の方にあると政府は現状を認識しているにもかかわらず、陸奥と同様の形で出羽にも将軍を派遣するというケースである。これは陸奥・出羽両国の軍政を掌る鎮守将軍が陸奥国多賀城に駐在すること、鎮守将軍は按察使・陸奥守と兼任する場合が多いことから、陸奥で征東将軍や征夷将軍の派遣を必要とするような蝦夷の反乱がおきると、鎮守将軍は実際には出羽の軍政に携わることができなかつたためなのではないか

と考えられる。

さて、陸奥での大規模な蝦夷の反乱時に秋田が重視された背景についてであるが、陸奥と出羽が通じているというだけではなく、これは秋田のおかれた地理的条件、すなわち、七世紀後半以降にみられた北方とあるいは沿海州方面との交流と関係あるものと推測される。

IV C 宝龜二年紀六月壬午条

渤海国使青綬大夫壹万福等三百廿五人、駕船十七隻、着出羽国賊地野代湊。於常陸国安置供給。

この記事から秋田よりもさらに北方の野代湊に渤海国使を乗せた船が到着していることが知られるが、このような場合、外国船の到着の際の蝦夷とのトラブルが懸念される。また、時期は少し下るが、

IV D 貞観十七年十一月十六日乙未条（『日本三代実録』）

出羽国言。渡嶋荒狄反叛。水軍八十艘。殺略秋田飽海兩郡百姓廿一人。勅牧宰討平之。

という記事から秋田は渡嶋蝦夷との抗争という点でも警戒しなければならぬ地域であったということが知られる。

このように、IV C の場合は政府の辺境政策や蝦夷の動静とは関係なく、IV D の場合は国家権力機構の最北の施設が置かれていたこととの関係で、秋田は政府にとっても、同じ出羽国沿岸にある庄内とは異なる意味をもつ地域として位置づけられていたのである。

ところで、この時期の秋田は、陸奥国多賀城からの交通路も整備され、理論上は孤立して統治しにくいという状況を生み出さなくてもよかつたわけであるが、実際にはIV A・IV Bには統治しにくい状態であったこと

が記される。それでは何故そのような状況であるのかということであるが、次のように推測される。

天平宝字三年に陸奥国多賀城と秋田を結ぶ内陸の駅と、この駅路が通る地域に郡が設置された。ただ、地域への律令的支配の浸透を意味するものである郡の設置は雄勝・平鹿の二郡で、平鹿郡の北の境界は正確にはわからないが、もし平鹿郡以北秋田城以南の地域に不安定な状況があったとすれば、秋田は統治しにくいことになる。秋田城のすぐ南に位置する郡は初見記事が承和十年³⁶という河辺郡であるが、八世紀後半の時期に秋田の南側の地域がまだ不安定な状況にあったであろうことは、宝龜十一年紀八月乙卯条（IV A）で、由理柵が賊の要害であると言っていることから明らかである。由理柵の所在地は正確にはわからないが、秋田県本荘市付近にあったと推測されることから、庄内と秋田を結ぶ位置にある由理が不安定な状態であったということは、秋田は、陸路に頼った場合、やはり地理的には孤立することになる。

秋田は、出羽国内における位置関係がIV Bで言うように北隅に孤居し、陸奥国多賀城からの内陸路が開通した八世紀後半になっても統治しにくい地であったとすれば、出羽国内統治の利便性という点では国府立地に不適當である。そのような地に八世紀前半の段階で出羽の行政・軍事の拠点を庄内から移転したのは何故かといえ、内政上の理由よりも外交問題が関係していると考えざるを得ないのである。

おわりに

以上、出羽国の沿岸地域を構成する庄内と秋田の地域的特質について、七世紀後半から八世紀前半にかけての時期を中心に検討してきた。初期の出羽柵の所在地や出羽国府の位置など、基本的な事実の確認において問題が残されている点があるなかで、庄内と秋田の地域的特質の相違を

明確にしておくことは、重要であると考えられる。

秋田と庄内の地域的特質の相違について考える際には、

①政策にみえる八世紀と九世紀のちがいが（八世紀には律令国家は積極的北進策をとったのに対し、九世紀にはそのような北進政策を中止した）。

②そのような政策の変化にもなって日本律令国家にとつての秋田の政治的位置づけは変化する。八世紀の秋田は中央政府と蝦夷・北方地域との結節点としての役割を果たしたのに対し、出羽国政の中心が再び庄内に移った九世紀には、それらとの境界地点としての役割を果たすようになる。

という二点に注意しなければならない。そして②のような地域的特質の形成に大きな影響を及ぼしたものは、その列島内における位置という地理的条件である。それは中央と地方とを結ぶ列島内における位置とどまらず、日本海を隔てた対岸の東北アジアの民族・国家との交流ということが、律令国家の出羽辺境政策に大きな影響を与え、たとえば交通路の開拓や国府や城柵などの設置によって、庄内と秋田の出羽国内における政治的位置に変化をもたらすことにもなったのである。

七世紀後半から八世紀第一四半期にかけての庄内と秋田をとりまく交流の状況は、庄内までは越後の延長線上に、あるいは陸奥からのルートがとられたのに対し、秋田は津軽を含む地域の南端に位置づけられ、越後との間に海路を用いたルートがあった。ところが、天平五年の出羽柵の秋田遷置以降、秋田は出羽国経営および辺境政策実施の重要な拠点となる。秋田に置かれた施設を維持するために、天平九年、陸奥按察使管内における秋田への交通路の整備を急ぎ、その周辺地域の支配の安定を図るべく軍事行動をおこした。天平宝字三年にこの計画は実現するが、その結果、秋田は七世紀以来利用されていたルートである（海路も含む）北陸道の延長線上の点と、東山道の延長線上にある多賀城からの内

陸路の終着点という二つのルートの結節点となった。また、東北アジアからの使節の到着地でもあり、津軽や北海道渡嶋と京との往来の際の通過点にもなるというように、その政治上の地理的位置は非常に重要なものとなったのである。

すなわち、中央から秋田までの交通路としては

- a. 中央—北陸道—(庄内)—秋田
- b. 中央—多賀城—(内陸路)—秋田

の二つのルートがあったが、aは中央と出羽を結ぶ最短のルートとして人と物の交流にも多く利用され、bは行政命令伝達ルートとして開発されたものである。そして、このbのルートが機能することによってはじめて陸奥・蝦夷、出羽・北方外交・交易という分業体制がとられ、さらに陸奥国が按察使による支配体制によってこれらを総括するという図式が現実のものになるのである。なお、aのルートでは海路も利用されたが、「蚶形駅家」³⁷⁾の存在については出羽国内の交通、駅家の機能の問題として再考を要する。稿を改めて考察したい。

一般に、国や郡といった律令国家の行政区画の領域の画定とその中心となる官衙の設置場所には、その地域をとりまく交通路の問題、すなわち往来の便ということが重視されるが、八世紀前半までの出羽国の場合、そのような国郡地域内の条件だけではなく、他民族・他国家との交流関係が重要な要素となっている点で全国的にみてもきわめて特殊である。

最後に、今後の課題として、八世紀第一四半期の庄内の考古資料と文献記述内容との総合的考察が律令制下の出羽国の解明には不可欠であることを述べておきたい。

註

(1) 出羽国府の位置について論じた研究は多数みられるが、それらの研究史を整理した著作として今泉隆雄「秋田城の初歩的考察」(虎尾俊哉編「律令国家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年)があげられる。

出羽国府の位置が問題になるのは天平五年に出羽柵が山形県庄内地方から秋田に遷置された後のことで、まず出羽国府が出羽柵が置かれた秋田村高清水岡にあったのかどうか、出羽柵・秋田城と併置されたとすればそれは何時からなのか、延暦二十三年に国府が秋田城から河辺府に移されたが、河辺府は具体的にどこに比定されるのかということが主な論点となる。本稿の内容と直接かかわるのは国府の秋田への移転の時期であるが、一九七〇年代から八〇年代にかけては、天平宝字年間の秋田城造営以降とする新野直吉「宝龜六年紀十月十三癸酉日条一段の解義」(『続日本紀研究』一八六、一九七六年)と、天平五年とする平川南「出羽国府論」(宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要』Ⅳ、一九七七年)の二つの見解があったが、新野氏が『私田柵の研究』(文献出版、一九九〇年)で天平五年説をとったことから、現在は出羽国府が庄内から秋田に移転したとすれば、その時期についての問題は解決し、議論は国府が天平五年頃、秋田に移転したのかどうかという点に集中することになる。

- (2) 新野直吉『出羽の国』(学生社、一九七三年)
- (3) 吉岡康暢「高志路の展開」(『古代の日本』6、角川書店、一九七〇年)、「瓊のムラからクニへ」(『古代の地方史』4、朝倉書店、一九七八年)
- (4) 律令的な国が成立してからのその国域が変更された国はいくつかあるが、出羽国の場合は大きな変化がみられる。そのような大幅な国域の変更は越後・陸奥・出羽等辺境地域に共通してみられるが、庄内と秋田の地域特質の差異について考えるとき、国制の施行状況の如何は重要である。
- (5) 坂井秀弥「古代越後の交通と八幡林遺跡」(『古代交通史研究』四、一九九五年)、「水辺の古代官衙遺跡」(王権と交流3『越と古代の北陸』名著出版、一九九六年)
- (6) 『山形県史』第一巻、第六章、一九八二年
- (7) 藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』Ⅱ、一二六頁(大明堂、一九七八年)、『山形県史』第一巻、第六章、一九八二年。なお、秋田までの交通路に関しては、天平宝字三年紀九月己丑条に天平九年の大野東人による内陸路開拓計画以来、懸案となっていた玉野から助川までの六駅の設置が記されるが、一方、沿岸部では、秋田城跡出土の漆紙文書から天平宝字年間に「蛸形駅家」が機能していたことが明らかであるから、多賀城からの内陸直路のほか、海岸づたいの交通路も確保されていたものと考えられる『秋田城出土文字資料集』Ⅱ(秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所、一九九二年)。
- (8) 熊谷公男「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)
- (9) 新野直吉『古代日本と北の海みち』(高科書店、一九九四年)
- (10) このことは、今日、通説の見解になっているが、考古学の立場からの研究とし

て小松正夫「古代出羽国における北方交流の接点について」(『北方史の新視座』雄山閣出版、一九九四年)をあげることができる。

- (11) 八世紀前半段階での出羽国沿岸地域の郡の設置は飽海郡までと考えられ、この郡の北境界線はもともと北寄りにみても秋田県本荘市に河口をもつ子吉川であったと推測される。また、宝龜十一年紀八月乙卯条(ⅣA)では由理柵について「居賊之要害」といつているが、由理柵は現在の秋田県本荘市付近にあったものと推測されるから、八世紀後半になっても由理は不安定な状況におかれていたものと考えられる。

- (12) 『山形県史』第一巻、第六章、一九八二年
- (13) 出羽柵の位置は現在の山形県酒田市付近と推測されるものの、遺跡は確定されていない。ただ、次の史料からこの柵の機能は港を前提とするものであったと考えられるから、この地域で自然地形のもっとも適した地といえば酒田市付近があげられる。その史料とは和銅二年紀七月乙卯条(ⅡC)と同丁卯条(ⅡD)であるが、乙卯条では出羽柵に兵器を運送しよう命じ、丁卯条では越前・越中・越後・佐渡の四国から船百艘を征狄所に送るよう命じている。征狄所についての詳細は不明であるが、出羽柵を指すものと考えられる。
- (14) 都岐沙羅柵は『日本書紀』では淳足・磐舟の二柵の次に見える日本海側の城柵である。日本古典文学大系『日本書紀』(岩波書店)頭注では、鼠ケ関説は根拠がなく、この条では蝦夷が柵養・淳代・津軽と配列されていることから都岐沙羅は淳足よりも南にあったことになると説明するが、この解釈では地名の配列の順序ということ以外に根拠となるものはないので、賛成できない。仮に磐舟柵よりも南に位置する可能性を想定してみても、淳足柵があったと推測される現在の新潟市以南はヤマト政権の支配下に入っていた地域と考えられ、これよりもさらに南に新たな城柵を設置する理由もみあたらない。文武朝に石船柵を修理し和銅年間に出羽柵を設置したことから遡って考えてみると、むしろ淳足・磐舟の延長線上に北上する形を想定するのが妥当であろう。ただ、これらの柵は、現在のところ、いずれも遺構が発見されていないことから、あくまでも文献史料や八世紀の文字資料から推測する段階に止まらざるをえない。
- (15) 『新潟県史』通史編1、第五章、一九八六年
- (16) 阿倍比羅夫北征以前の津軽と王権との関係については、熊谷公男、註(8)掲載論文に詳しい。
- (17) 庄内へ通ずる陸奥からのルートがあったことについては、新野直吉氏が註(2)掲載書九〇頁・九五頁で指摘している。
- (18) 平川南「古代における東北の城柵について」(『日本史研究』二二六、一九八二年)
- (19) 神龜四年から延暦十四年までの渤海船の到着地は出羽・佐渡・越前・対馬・加

賀・能登・隠岐というように、日本海沿岸地域の広い範囲にわたり、その半数は出羽に到着している。渤海使来日については、新日本古典文学大系『統日本紀』二(岩波書店)巻末の付表1にまとめられる。

(20) 渡嶋津軽津司は他にみられないことから、その位置、機能については詳らかでないことが多い。この養老四年紀の鞆鞆国についても議論のあるところであるが、熊田亮介氏はこれを渡嶋とし(「古代における『北方』について」(『古代の東北』高科書店、一九八九年)、また、このとき派遣された使節を覓国使とされる。これは傾聴すべき見解であり、とくに使節派遣の目的については「覓国」という以外は考えられないが、渡嶋と鞆鞆の関係については今後の検討課題としたい。

なお、秋田市金足大清水の大清水台Ⅱ遺跡の発掘調査の結果、八世紀第一四半期以前に使用されたと考えられる刀子と砥石が出土したことから、それが渡嶋津軽津司であるのかどうかはわからないが、七一〇年代にこの地域に官人が駐在していたことが推測される(渡部育子・船木義勝「大清水水台Ⅱ遺跡の試掘調査について」『秋大史学』四三、一九九七年)。

(21) 天平五年の出羽櫛の秋田への遷置についても、『統日本紀』には「秋田村高清水岡」というように、郡制がしかれていないことを示す記述になっている。律令制下のムラという表記については、「〇〇郡△△村」という場合、古くからの集落よりも新しい開拓地や交通・交易の中心地となる集落に多かったという見解が通説となっているが(吉田孝「律令制と村落」(『岩波講座』『日本歴史』3、岩波書店、一九七三年)、天平五年の秋田村の場合、国郡制による行政上の位置づけはなされていないが、政府が掌握している地域を意味するものと考えられる。

(22) 令制下国司の国内統治に関する法規定とその実際の運用についてみてみると、賦役令口及給侍条のように「国郡司」とある場合はもちろん、戸令造帳籍条・賦役令応雇役丁条のように国司親ら携わると定められている場合であっても、郡司の協力が不可欠のものであったことは否定できない。

(23) 全国的な国境画定事業は天武天皇十二年から十四年にかけておこなわれた(拙稿「天武天皇十二年紀十二月丙寅条と国司制の成立」『秋大史学』三二、一九八五年)。

(24) 養老六年閏四月乙丑に陸奥按察使管内の庸調の免除および授刀兵衛采女等の放還を命ずる太政官奏が出された(『統日本紀』同日条)。陸奥按察使管内とあることから出羽国も対象になるという想定をしなければならないが、授刀・兵衛等の貢進についてはこれ以前に出羽国からおこなわれていたという確証は得られない。しかし、庸・調の減免は陸奥・出羽二国とも適用されたと考えられる。そして、出羽国は庸・調の負担があった地域がどこまでなのかといえは、それは郡制のしかれている地域ということになるから、ここでも庄内と秋田では大きな相違がみられることになる。

(25) 拙稿「律令制下における陸奥・出羽への遣使について―鎮守將軍と征東使―」(『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)

(26) 高橋崇「坂上村麻呂 新稿版」八八頁(吉川弘文館、一九八六年)

(27) このことについては、秋田城跡第六十三次発掘調査で上屋をとまう立派な建物の水洗トイレ遺構が発見された。これは全国的にみても珍しいものであるが、このようなトイレの使用としてどのような人々を想定していたのかということ(たとえば中央から派遣された使人や渤海使節など)、「客人」というような出土文字資料を分析・検討することによって、手掛かりが得られる可能性があるが、考える。

(28) 熊谷公男「古代城柵の基本的性格をめぐって」(『国史談話会雑誌』三八、一九九七年)

(29) 拙稿「『統日本紀』天平九年正月丙申条・四月戊午条管見」(『統日本紀研究』三〇〇号、一九九六年)

(30) このことについては註(17)掲載論文で詳述した。

(31) 『秋田城出土文字資料集』Ⅱ(秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所、一九九二年)

(32) 『昭和五十三年度後城遺跡発掘調査報告書』(秋田市教育委員会、一九八一年)

(33) 熊田亮介「秋田城と秋田郡」(『秋田市史研究』四、秋田市史編さん室、一九九五年)は、秋田郡および秋田城南部に位置する河辺郡は延暦二十三年以前に成立していたのではないかと見解を提示する。出羽の国郡制の成立・展開過程を明らかにする上で熊田氏のこの指摘は重要である。今後の課題としたい。

(34) 史料ⅣAでは河辺という地名がどこに比定されるのかということが問題になるが、その比定地に関しては諸説があり、これらの史料の解釈は、国府が秋田に置かれていたのかどうかということも含めて、難解であるので、本稿では、出羽国府が天平年間に庄内から秋田に移転した可能性がきわめて高いと考えられるという点だけを確認するにとどめ、河辺府の問題は稿を改めて検討したい。

(35) 陸奥北部地域の蝦夷が出羽と密接なかわりをもっていたことについては、熊田亮介「綿麻呂の『征夷』」(『国史談話会雑誌』三八、一九九七年)に詳しい。

(36) 『統日本後紀』承和十年十二月乙卯条

(37) 註(5)掲載

(38) たとえば、山形県酒田市の生石二遺跡のような八世紀前半の遺跡の性格について、より詳細な検討が必要と思われる。

(一九九八年三月稿)

(秋田大学医療技術短期大学部、国立歴史民俗博物館特定研究協力者)
(一九九九年七月六日 審査終了受理)

Shounai and Akita during the Seventh and Eighth Century

WATANABE Ikuko

The study on the *Dewa* region is essential for investigating the ancient history of Tohoku area as it has a close relationship with Hokkaido and northeastern Asia. The Dewa region comprises of two different areas, Shounai and Akita. This paper examines the character of the two areas and discusses the administration of Dewa under the *ritsuryo* legislation.

Shounai was considered to be the northernmost territory and Akita was a frontier post on route to Hokkaido at the end of the seventh century. The central government started to construct local administrative offices and fortified government offices in northern Japan in the eighth century. The county office, the fort, and the province office were located in the Dewa region and anti-*emishi* facilities were centered especially in the Shounai area.

After the Dewa fort moved to the Akita in Tenpyo 5, the importance of the Akita administration increased. The construction of road from the Taga fort of the Mutsu province to the Akita was planned in Tenpyo 9. The road was opened in Tenpyohouji 3, and two counties were newly established in the Akita area. Akita became a strategic place as it connected to the north, Echigo and Mutsu by the roads.

The administration of the Akita area was difficult due to its geographical factor. Thus, the political center of the Dewa province had gradually shifted to the Shounai area in the ninth century. The different history of the Shounai and the Akita was attributed to their geographical locations, relationship to northern area, and the governmental policy in the administration of Tohoku area.